

家族信託預金に関する特約規定

1. (特約の適用範囲等)

- (1) 本特約は、信託財産の管理のために開設した預金口座に適用される事項を定めます。
- (2) 本特約は、次の既定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがある事項は本特約の定めが適用され、本特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとしません。

- ① 普通預金規定
- ② 決済用普通預金規定

2. (受託者の変更)

- (1) 受託者について、死亡、後見開始または保佐開始の審判を受けたこと、破産開始の決定を受けたこと、辞任、解任もしくは信託行為において定めた事由により、その受託者の任務が終了し、新たな受託者（以下、「後継受託者」という。）が選任されたときは、当金庫はこの預金口座の名義人を後継受託者に変更します。
- (2) 前項の場合、後継受託者は当金庫所定の書式により届け出るとともに、受託者に変更されたことを証する書類を提示してください。
- (3) 受託者に当金庫に対する信託財産責任負担債務がある場合、当金庫は後継受託者が当該債務を引き受けることを確認し、(1) の手続きをとることとします。

3. (信託の変更)

信託が変更された場合には、速やかに当金庫所定の書式により届け出るとともに、当該信託にかかる変更契約書を提示してください。

4. (信託の終了)

- (1) 信託が終了した場合、当金庫は当該信託に基づき、この預金を清算受託者に払い戻します。
- (2) 前項の場合、清算受託者は払い戻し手続きにおいて、信託終了の事由を証する書類および本人確認書類を提示してください。
- (3) 受託者に当金庫に対する信託財産責任負担債務がある場合、当金庫は原則として、当該債務をこの預金と相殺したうえで、(1) の手続きをとることとします。

5. (関係者の変更)

委託者、受託者、受益者等の信託関係者に住所または連絡先等の変更があった場合、死亡もしくは後見開始または保佐開始の審判を受けた場合、その他信託にかかる重要な異動があった場合は、速やかに当金庫所定の書式により届け出るとともに、当該事実を証する書類を提示してください。

6. (手数料)

この預金の取扱いにあたっては、口座開設時に当金庫所定の手数料をいただきます。

7. (特約の改定)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和3年10月4日現在)